

第3節

やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造

1 身近な自然環境の保全・再生

1-1 身近な緑の保全・創出

(1) 工場緑化の推進

工場立地法に基づき、立地条件等に係る工場適地の選定を行うとともに、工場立地が地域環境に調和した緑豊かなものとなるよう助言します。

(2) 地域特性に配慮した緑化の促進

ア 緑化の推進

地域住民、ボランティア団体、市町、企業等、(社)三重県緑化推進協会と連携協力し、緑のイベントや森林ボランティア活動支援を通じた県民参加の森林づくりを推進します。

イ 公共施設（用地）における緑化の推進

宝くじ協会の助成を活用し、緑化工事を実施します。

ウ 緑化活動の促進

県民参加による緑化活動を促進するため、春季緑化運動期間中に「緑の募金」の普及啓発を行います。

1-2 身近な水辺・海辺の保全・再生

ため池における親水空間としての整備

県内の農業用ため池について、用水源としての機能維持を図りつつも、生態系や、景観に配慮した親水空間としての整備を行います。

2 良好な景観の形成

2-1 都市景観の保全・創出

(1) 道路・沿道景観の保全・創出

ア 風格ある幹線道路の整備

「三重県景観計画」に基づき、地域の良好な景観に配慮した景観づくりを進めます。

イ 街路の整備

次のとおり、街路の整備を実施します。

道 路 名	都 市 名
相川小戸木橋線	津市
松阪公園大口線外1線	松阪市
秋葉山高向線外1線	伊勢市
茶地岡向井線（坂場工区）	尾鷲市
近鉄名古屋線川原町駅付近連続立体交差	四日市市

(2) 良好な広告景観の形成

屋外広告物の啓発、指導、取締りを行うとともに、9月（屋外広告の日）に関係機関と連携し、広告業者及び商工業者に対しパンフレット等の配布による啓発活動を行います。

(3) 地区計画制度の活用

平成20（2008）年度においても市町による地区計画の策定を促進していきます。

2-2 農山漁村景観の保全・復元

(1) 農山漁村景観の保全

ア 農村の総合的な整備（実施3地区）

農村地域の諸条件を踏まえ、農業生産の基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施し、併せて都市と農村の交流のための条件整備を図ります。

イ 中山間地域の総合的な整備（実施4地区）

中山間地域において、地域が有する多面的な機能を生かした農業の確立と農村地域の活性化を図るため、総合的な農業生産基盤、生活環境の整備を図ります。

(2) 良好な自然景観の保全

海岸環境や港湾環境の整備、海浜の清掃等の実施により海につながる景観づくりを推進します。

(3) 松林等の病害虫の防除

松くい虫等の病害虫による森林被害は、森林資源の損失にとどまらず、森林の公益的機能の低下等につながるものです。

このため、「三重県松くい虫被害対策事業推進計画」等に基づき各市町が実施する、薬剤散布等の予防措置や被害木を伐倒処理する駆除措置などの取組に対して支援します。

2-3 良好的郷土景観の形成

(1) 三重県景観計画の策定

景観づくりの基本となる「三重県景観づくり条例」を平成19年10月20日に制定するとともに、「三重県景観計画」を策定（平成19年12月4日告示）し、平成20年4月1日から運用を開始しました。

(2) 市町における景観形成の促進

市町の良好な景観形成への主体的な取組を支援し、市町の景観法に基づく景観計画の策定等を促進するため、景観セミナーの開催や景観アドバイザーの派遣を行っています。

(3) 景観形成に関する普及・啓発の実施

地域住民や市町の景観づくりに対する意識の高揚を図るため、シンポジウムを開催するとともに、景観交流会の開催支援を行うなど、普及啓発を行っています。

(4) 景観まちづくりの推進

県内の歴史・文化の豊かな街道を軸とした地域において、まちの骨格を構成する道路や河川などの県有施設において修景整備を実施するなど、個性豊かで魅力ある景観まちづくりを推進しています。

3 歴史的・文化的環境の保全

3-1 歴史的・文化的環境の保全

(1) 指定文化財の保護・活用

ア 指定文化財の保護・活用

建造物・美術工芸品の保存修復事業、無形文化財の伝承支援、無形民俗文化財の記録作成、史跡・名勝・天然記念物の調査・保存対策等、多岐にわたる文化財の保護を行います。

三重県文化財保護審議会委員による指定文化財候補の調査を実施し、県にとって重要なものを県指定文化財に指定します。また、三重県文化財保護指導委員による文化財巡視等を実施します。

イ 斎宮跡の保護・整備

史跡斎宮跡の有効活用と地域の活性化を図るために、歴史ロマン再生事業に統いて、史跡整備を継続的に行います。

整備の基礎資料を得るために、平成19年度から21年度にかけて柳原区画を中心に発掘調査を行うことになり、19年度は3カ所(2,695m²)の調査を行いました。また20年度は2カ所(2,120m²)で調査を行う予定です。

(2) 埋蔵文化財の調査・保存

ア 公共事業に伴う発掘調査

三重県埋蔵文化財センターが、各種開発に伴い実施する発掘調査を次のとおり行います。

平成20年度発掘調査予定

	遺跡数	面積(m ²)	備考
県農水商工部関連	5 遺跡	4,100	農水商工部執行委任、農家負担分は教育費で国庫補助
県土整備部関連	4 遺跡	4,090	県土整備部執行委任
県教育委員会関連	1 遺跡	230	—
北勢国道事務所管内関連	2 遺跡	6,500	国土交通省受託事業
中勢道路関連	7 遺跡	8,000	国土交通省受託事業
紀勢国道事務所管内関連	1 遺跡	500	国土交通省受託事業
宮川用水第二期農業水利事業所関連	3 遺跡	3,840	農林水産省受託事業
近畿自動車道関連	1 遺跡	4,000	中日本高速道路株式会社受託事業
合 計	34 遺跡	31,260	

イ 斎宮跡の発掘調査

斎宮歴史博物館では、平成19年度に、国史跡斎宮跡の解明のための発掘調査を2地区(調査面積901m²)で行いました。20年度は2カ所(600m²)で調査を行う予定です。

また、これまでの調査成果を整理するとともに、コンピュータによる調査管理システムの構築を推進します。

(3) 史跡等指定地域の公有地化の推進

史跡の公有地化と保存活用を図るため、斎宮跡の土地買上げ及び上野城跡ほか2件の史跡整備に対し補助を行います。

(4) 歴史・文化の薫るまちなみの保全・整備

亀山市関宿の伝統的建造物群や、まちなみの一部を形成する国・県指定文化財(建造物ならび史跡)に対し、保存修理等を実施し、その保護・活用を支援します。

(5) 熊野参詣道(伊勢路)の保全・保護

世界遺産に登録されたことから、世界遺産条約(「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」)に即した遺産の保護や周辺環境の保全対策が必要となります。環境や景観を損なうことなく遺産を守っていくため、文化財保護法による保護、さらに自然公園法、森林法、あるいは関係する市町の景観保護条例等により適切な措置を執っていきます。

また、世界遺産を継承していくため、学校教育における学習教材の充実や、世界遺産保有地域の「価値」に気づくための基礎資料整備などを推進します。